

第六十四回
国会

参議院法務委員会會議録第三号

昭和四十五年十二月十五日(火曜日)

午前十時二十八分開会

委員の異動

十二月十五日

辞任

浅井 亨君

補欠選任

塩出 啓典君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

阿部 憲一君

河口 陽一君

後藤 義隆君

龜田 得治君

上田 稔君

木島 義夫君

小林 国司君

山崎 竜男君

松澤 兼人君

塩出 啓典君

山高しげり君

委員

国務大臣

法務大臣

小林 武治君

政府委員

法務省大臣官房

司法法制調査部

長

法務省刑事局長

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局総務局長

最高裁判所事務

総局民事局長

貞家 克巳君

辻 辰三郎君

長井 澄君

矢口 洪一君

事務局側

常任委員会専門員

二見 次夫君

本日の会議に付した案件

○裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○人の健康に係る公害犯罪の処罪に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(阿部憲一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告します。本日、浅井亨君が委員を辞任され、その補欠として塩出啓典君が選任されました。

○委員長(阿部憲一君) 次に、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案を、便宜一括して議題といたします。

○国務大臣(小林武治君) 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要があると認め、今国会に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を提出いたしましたことは、御承知のとおりであります。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の

例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第でありまして、改正の内容は次のとおりであります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給は、従来、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に準じて定められておりましたところ、今回、そのうち、内閣総理大臣及び国務大臣等を除く特別職の職員についてその俸給を増額することとしたのであります。これに準じて高等裁判所長官の報酬並びに次長検事及び検事長の俸給を増額することとしております。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検事及び副検事の俸給につきましては、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じて、いずれもこれを増額することとしたのであります。

これらの改正は、一般の政府職員の場合と同様、昭和四十五年五月一日にさかのぼって適用することとしております。

なお、昭和四十二年の改正法に基づく暫定手当の報酬または俸給への繰り入れの措置が完了したことに伴い、暫定手当に関する規定を削除することとしております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

○委員長(阿部憲一君) 以上で説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。両案に対し質疑のある方は、順次御発言を願います。

○松澤兼人君 提案理由の説明を承りましたけれども、もう少し補足的な説明があるんじゃないですか。

○国務大臣(小林武治君) 別段ございません。

○松澤兼人君 今回は一般職の国家公務員に準じているわけですから、人事院勧告のいわゆる完全実施という形をとっているんだと思いますが、よく聞くことではありますけれども、最近における司法官の志望の減少ということは、実際にどういう程度に減少しているのか、あるいは裁判官あるいは検察官、そういう側から考えてみて、欠員あるいは欠員の補充等がどういうふうに行なわれているか、この辺から御質問したいと思っております。

○政府委員(貞家克巳君) 御質問の司法修習生から裁判官、検察官への採用状況でございますが、最近におきましては、大ざっぱに申し上げますと、毎年大体六十人ないし八十人程度の判事補、それから四、五十人程度の検事が、司法修習生の修習を終えた者から採用されているのでございます。昭和三十九年度以降におきましては、司法修習生の数は、かなり従来に比べて多数になってきております。にもかかわらず、残念ながら判事補、検事ともに新任者の数は横ばいあるいは漸減の傾向にあると申して差しつかえないと思うのでございまして、今後優秀な新任者を数多く確保することにつきまして、法務省におきましても、最高裁判所におきましても、できる限りの努力をいたすというつもりでございます。本年の、昭和四十五年の任官の状況を申し上げますと、判事補に採用された者が六十一人、検事が三十八人、弁護士が四百四人という状況でございます。

○松澤兼人君 最近における判事、あるいは検事、あるいは判事補、検事補といつてさしつかえないかもしれませんが、新たに裁判官あるいは検察官に採用したいという数はどの程度あります

か、いまお話をいたしました六十一人、三十八人というところで、欠員の補充その他機構改革等いろいろ志望者に対する需要があると思うのですけれども、志望者とそれから採用したいというそういう数の開き等はどうかというふうになっておりますか。

○政府委員(眞家克巳君) 便宜法務省といたしましては、検事のほうについて申し上げます。本年の欠員でございますが、検事につきましてはおおむね百人程度の欠員がございまして、したがって、その程度の検事を補充するということはどうして必要ではないかというふうに考えております。もつとも、量とともに質が重要であることは申すまでもないところでございますが、現にそれだけの欠員をかかえているという状況でございますので、その程度は補充をいたしたいというふうに考えているわけでございます。

○松澤兼人君 それでは便宜検察官のほうにだけ限定して、判事のほうは別として。百人程度の欠員があるということは、上級の検事、検察官それから検事補という新たに任用される人々全部含めてですか、検事補だけ百人程度必要であるということですか。

○政府委員(眞家克巳君) ただいま申し上げましたのは、副検事を除きまして、検事だけの欠員でございます。判事のほうにつきましては最高裁判所に……。

○松澤兼人君 判事のほうは別にして。

そうすると、検事全体において百人程度は欠員だ、そういうふうな考えでよろしいのですか。

○国務大臣(小林武治君) これはもういまのいわゆる簡易裁判所に対応する区検察庁、こういうのは副検事で充足してある。副検事はもう試験採用——研修制度とは別個にやっておりますから、大方充足できるやうであります。検事はいま司法修習を終えた者から採用するというところでございまして、現在でも百名余の欠員がある。そこに毎年自然減耗、すなわち定年でやめる人が相当数いるからこれらを充足するためには百名でも率直に言つて足りない。こういうことになるのでござ

います。しかも検事を充足することが困難だから必要な予算的な増員要求も見合はされている。こういう状況でございますので、いま正確にどのくらいほしいということ、あとでまた申し上げますが、そういうことで四十五年度にも検事が事実上は、欠員を埋めることができない状態では、検事の予算定員をとつても、これを充足することができないということ、要求さえ差し控えておる。こういう状態でございまして、いまの欠員を埋めると、こういうこととどまらず、

将来の増員、また、自然減耗に対する補充と、こういうことからいまして、私はいますぐしも候補者があるなら、百数十名でも採用したい。こういうことでありまして、これらの正確な予想数字というものは調べてまた申し上げますが、百名でも足りない、こういうことでございまして。

○松澤兼人君 やはり検察庁は検察庁として、各級定員がそれぞれ配置されていると思うのですが、それが先ほどは検事補の採用ということ、十八人という数字をお示しいただいたわけですが、けれども、それぞれの検察官はそれぞれの検察庁に配置されている。その定員の配置ということはどうあらかじめきまつていっているものでしょうから、その定員配置の中における欠員というものはお示し願えるのじやないかと思うのですが。

○国務大臣(小林武治君) いまの欠員配置はお示しすることができませんが、現在の百名の欠員というものは、全国の各高等検察庁に割り振られて、どこかの検察庁管内で何名の欠員を負担する、こういうやり方をいたしておりますから、全国各地のそれぞれの検察庁等において、たとえばこの検察庁は何名の欠員を負担すべしと、こういうことになっております。検察官の定員は、全部で千七、八百名と思ひますが、それを全国に配当いたしまして、そして各検察庁において欠員の負担をさせると、こういうふうな関係になっておる。したがって、どこかの検察庁で定員が何名、欠員が何名と、こういうことは全部はつきりいたしておりますから、その数字等も提出することがで

きます。

○松澤兼人君 いやその数字をお示し願うことにしまして。

そうすると、欠員というものは、人間を配置するのでなしに、欠員を配置するというふうなかつこうになるわけですか。それだけ事務処理の能力も当然欠けてくると思うのですけれども、それが訴訟の進行というふうなことに付いては相当大きな影響があるように思うのですけれども、そういう支障はないのですか。

○国務大臣(小林武治君) これはもう、支障ないとは申せませんが、とにかく全体の定員というものが、予算定員、法律定員ができておりますから、その定員を全国の各高等検察庁に配当いたしまして、その中でいま私が申したように、欠員は何名この検察庁はしよつてもらう、こういうことになっておる。

これらは、事務の繁閑等を全体として考慮して、差しかえあるのは当然であります。その差しかえの大小というものを考えまして、そして欠員をしよつてもらつておる。こういうことをいたしております。

○松澤兼人君 それでは判事のほうもやはり同様ですか。

○最高裁判所長官代理者(長井澄君) 裁判官の欠員状況について、まず御説明申し上げますと、昭和四十五年の七月一日現在で、判事につきましては三十五名、判事補につきましては十六名、合計五十一名の欠員となっております。

大体年間の欠員数は、四月に充員されて、その後退職、退官等によりまして、年度末には六、七十名に達するという概況になっております。

この欠員に対しては、新たに任官採用される裁判官の数は、本年の四月におきまして六十一名採用されております。このような計算でございまして、現在の欠員は、計算上は、年度の初めに充員ははばき充員されるという関係になっております。ただ定年退職、退官等によりまして年度の途中に

おいてございました欠員につきましては、ほかに補充の道がございませんので、ただいま検察官について御説明のございましたように、事務上の支障が生ずることは同じような状況でございます。

○国務大臣(小林武治君) ちよつと……。先ほど松澤委員は検事補と申しましたが、裁判官は判事補に任命しますが、検事は初めから検事として一人前——一人前ということばはどうかと思ひますが、検事として採用になっております。

○松澤兼人君 そうすると、判事のほうを考えると、欠員が五十一人、それで新規採用と申します。判事補あるいは修習終了者六十一人採用しますから、欠員と充員という関係からいえば、きちつといつておるわけなんです。

○最高裁判所長官代理者(長井澄君) そういう関係になります。ただ、ちよつと説明がこまかくなりますが、ただいま申し上げました五十一名の欠員は、本年の七月一日現在の正確な数字でございます。これが年度の末になりますと、まだ七月一日以後の定年退職者その他の退官者が出ますので、六、七十名に毎年なるという状況にございます。それで六十名のうち七十名の修習生からの任官者があれば、裁判官の欠員は年度初めにははばき充足される。こういう関係になるわけでござい

ます。

○松澤兼人君 数の上からいえば、欠員と任官というところが合うわけですが、下級の裁判所に配置されている判事という、そういうポストの上からいって、ただ新規採用があつたからといって、上級の裁判所の判事が充足されるというわけのものでもないし、だからそろばん上からいえば数は合つていけるけれども、しかし実際上はかりに高等裁判所の判事が欠員であるということ、新規採用があつても充足されない。こういうことは、新規採用のじやないのですか。

○最高裁判所長官代理者(長井澄君) 退官がございました場合には、そのポストは年度末まで充員されませんので、ただいまお尋ねのように欠員のままでまいります。翌年になりますれば、一年

おかれていた後輩と申しますか、次年度に任官した方が漸次その欠員を埋めてまいりますので、同様な人数を採用してまいります限り、同じような年齢差と申しますか、年齢の構造で充員がなされてまいるわけでございます。

○松澤兼人君 さつき、検事の場合にお尋ねしましたけれども、やはり、欠員はそれぞれの裁判所の仕事の繁閑というようになことを考えて欠員をそれぞれ配分しているということもあるのですか。裁判所の場合はそういうことはないのでですか。

○最高裁判所長官代理者(長井澄君) 欠員を予想してあらかじめ人員を配分するという、こまかいところまではなかなか人事配置は困難でございますけれども、裁判所の裁判官の構成は、先輩の裁判官、中堅の裁判官、若い裁判官というように年齢差と申しますか、経験の差のある人をもつて充員するようにいたしておりますから、ひまな裁判所だから欠員がたたくさん出てよろしいというように形にはならないように配慮をし、また現実にもそのように運用されているわけでございます。

○松澤兼人君 次にお尋ねしますけれども、民間法曹界と、それから検事やあるいは判事、そういう方面への志望者とが著しい差があるということに率直に言つてどういふところに原因があるのですか。

○国務大臣(小林武治君) 四十五年度にしても、修習生が五百余あつて、四百何人は弁護士になる。そして判事補には六十一人、検事には三十八人しかならなかった。こういうことで、ほとんど五分の四というものが弁護士を志望する。これは大きく見ていろいろ議論がありますが、私どもやはり報酬が相当な一つの要素をなすであらう。また弁護士の商売はほとんど定着して転任などというところがない。ところが、判、検事はそういうこともせざるを得ない、こういうふうなことも一つの原因であらう。まあいろいろ裁判所あるいは検察の待遇等が劣つておるといふことをいろいろ言われておりますが、そういうこともやはり私は大きな原因だろ、こういうふうに考えております。

○松澤兼人君 この弁護士志望の方々と、それから判、検事志望の方々といふもののふえ方、減り方というものは、ある程度時代の傾向、あるいは経済的な理由、経済的といひますか、所得が多い、少ないというところは違つて、財界の経済的な動向によつて官界志望が多いとか、あるいはまた民間志望が多いとかいふようなことが一定の何かサイクルが何かあつて動いているようにも見えるのですけれども、そういうことはどうなんですか。

○国務大臣(小林武治君) そういうことも一般的に申してあるというふうに考えております。最近では、いまだに財界あるいは経済界が非常に活発である、こういうふうなこともあつて、この希望者がむしろいま漸減の傾向にある、そういう一般的な一つの循環といふようなものもあるうと思ひます。

○松澤兼人君 これは弁護士の方々の所得といふものはなかなか把握しにくいかもしれせんけれども、かりに大学を終えて一定の年限のたつた人で、弁護士として相当程度、あるいはある程度成功していると思われる人と同じぐらゐの時期に大学を卒業し、あるいはまたは修習を終えた人とのその所得、まあ報酬ですか、そういうものとの開きといふものは何かお調べになつたことはございますか。

○国務大臣(小林武治君) これは一がいには申せませんが、一番顕著なものが初任給、こういうところにあられる。すなわち、判、検事は大体五、六万円ほど、よくて六万円ほど、こういうところであるが、弁護士のほうでは、また、おつとめになつた方でも大体十万円以上をもらひ、こういうふうなことで、一番顕著なものはいま私が申したように初任給においてあらわれるというふうに思ひうのであります。これは私も、もうやはり何とかこれを改善しなければならぬといふことで、実は今度の予算においてはその初任給の調整手当、こういう制度をつくつて少しでも一般的的弁護士の方のこれはサラリーに対して差を縮めて

いくふうをしたいということで、これは最近私は閣議においても発言いたしまして、裁判官、検事等の確保のためにどうしてもいまのような顕著な差があつては、これはなかなかわれわれが努力してもこれを確保することがむずかしい。したがつて、どうしても判、検事についての初任給調整手当を相当つてもらわなければならぬ。こういうことで、私は特にこの問題、最近閣議で発言をして、大蔵大臣にも、閣議でそのことを要請いたしてあるものであります。この初任給の調整手当といふもので、できればある程度縮まる。これはむしろ一緒ににはなりません、いまのように四、五万円も差がある、こういう状態は縮めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○松澤兼人君 一般職の場合には、たとえば医療職とか、あるいは研究職とかいふ人々には初任給を一般職以上に調整的な意味を含めてつけているといふことはあるようですが、最近大臣がそういうことをお考えになつたのですか。それとも以前からやはりそういう傾向は裁判所、あるいは法務省の中にあつてもよかつたと思はれていたのですか。

○国務大臣(小林武治君) いまのような考え方は以前からあつたわけでありまして、その要望を表に出して主張するところまでまいらなかつたといふことでございますが、いまお話のように、医療職などについては調整手当がある。これをぜひひとつ判、検事も適用してもらいたい。ことにこれは判、検事も一般公務員と同じに横の権衡といふことを非常にやかましくいわれておりますので、そこまできなかつた踏み切れないわつたといふのでありますが、現在の状態ではそれも言つておれない。何とかこの際そういう手当を講ずることによつて、少しづつでも判、検事の志願者をふやしたい。こういうたてまえからことしはまんがしきれなくなつて、特に閣議にまで発言してこの実現を求めている、こういうことでございます。

○松澤兼人君 判、検事の報酬といふものが一般職と違つた取り扱いを受けているといふことは、これは司法の独立とか、あるいは裁判の独立とかいふことにも関連するのだらうと思ひますけれども、新しい給与法ができて、税務職員もその当時は非常に社会的な危険に置かれていたといふことで、特別の俸給表をつくつたこともありましたが、自來、判事及び検事に対しては特別の俸給表といふものをつくつてゐる。これは仕事の性質がそういうことであると同時に、またいま大臣が言われましたように、判事、あるいは検事を確保するといふ意味から言つても、一般職と違つた給与体系といふものを採用しているのだらうと思ひますけれども、それにもかかわらず、現在、民間の弁護士のサラリーと申しますか、サラリーに比べて非常に大きな差があるといふことであるならば、どうしても大臣が言われましたような新しい調整的な手当、あるいは俸給表といふものをつくる必要があると思ひますけれども、これはやはり人事院の勧告が何かなければいけません。これは悪いのですか。

○国務大臣(小林武治君) この問題は特に人事院の勧告を必要としません。内閣の人事局のほうと大蔵省の話がつけば実現できる。こういうことでありまして、その向きで話し合ひをいたしてあります。

○松澤兼人君 そこで、俸給あるいは報酬といふ点からいって低いから、司法修習生の中から判、検事になる者は少ない。こういうことですが、一つは、この検事の場合は別ですけれども、判事の場合、裁判所の場合は、何か最近いろいろ、これは議論するといへんむずかしい問題に なりますけれども、裁判所の内部におけるいろいろの問題が起つてきて、そこで若い人たちが、そういう思想、信条までやかましく言われるような裁判所ならば行きたくないといふような気持ちも起つてゐるんじゃないかといふように思ひますけれども、裁判所の側と申しますか、

○最高裁判所長官代理者(長井澄君) ただいまお尋ねのような議論が、非常に活発に論議されてお

りますことは事実でございます。ただ、そういうことを理由として退職、退官したというように、ことも耳にいたしてありませんし、そのために裁判所の志望を取りやめたということがはっきり出てくるという状況もございません。信条をやかましく申すという議論もございません。信条を、裁判官の倫理として司法が公正な役割りを果たすためにはどうあるべきかという問題を議論しているわけでございまして、思想にかたいワクをはめるといふような気持ちでの発言というやうなものは、内部でもないように私は理解いたしております。

○松澤兼人君 現在の裁判所の制度というものは多少の不満を持っている人でも、やめるときには一身上の都合というところでたぶんおやめになるんだらうと思つてゐる。だから、そういう思想があるいは信条というに對する非常に窮屈なワクをはめられるから、という理由は、外には出てこないと思つてゐるけれども、しかし、逆に言つて、若い人たちがそこに志望しないということは、先ほど大臣が言われた経済的な問題以外に、そういう窮屈な裁判所の制度であるならば行きたくないという気持ちも出てくるんじゃないかと、非常に心配するんです。しかし、あなたが答弁されても、石田長官がどういう意図で言われているのかというところ、これはなかなかあなたはどう理解に困難だと思つて、私もどういふことで言っているのかというところはなかなかつかめない。しかし、現実に裁判所の場合には――判事ですけれども、判事補の志望が非常に少なくなつてきていふというところは、経済的な問題のほか何かそういう制度として、行きづらひ、あるいは居づらひという問題があるんじゃないかと思つてゐる。これは裁判所の側としても、大いに反省しなきゃならないことだと思つてゐるけれども、そういうことは絶対にないと言ひ切れますか。

○最高裁判所長官代理者(長井澄君) ただいま松澤先生の御懸念は長官にも十分お伝えいたしましたので、かりにもそういうことのないようにしなければならぬと私も考えてゐるわけでございます。ただ、これはそういう理由で裁判所に來るべき人が來ないということも断定いたすことも、まことにむづかしいように感じまして……もともと裁判官は身分は保障されておりますから、生活の上ではかなりきびしいモラルを公的にも私的にも要求されておりますので、そのやうなものにあえて身を投じようという人もあれば、やはりそのやうななにかワクはごめん、あるいは転勤というやうな、家庭生活を犠牲にせざるを得ないやうな勤務形態というものは、自分としては取りたくないというやうな考えで、裁判所に自分の將來を求めて入つてこないというやうな人もございまして、これが内部が暗いから來ないとか――これはあえて來たと、來た人についてはつきり言えますけれども、來ない方についてはつきり言えないやうなことが原因になつてゐるかどうかというところは、まことにつかみにくいこととてございまして。ただ、御懸念の点はございせんように、戻りまして十分に長官にお伝えいたしたいと思ひます。

○松澤兼人君 先ほど大臣がおつしやつたことは、経済的な問題、それから私が申し上げましたことは、いわゆる石田長官の発言をめぐりまして裁判所の中にいろいろと動揺があると、これは思想、信条の問題ですが、これで二つ理由らしい理由というものが出てきたわけなんです。そのほかに私たち考えてみますと、いわゆる修習制度というものを對して何か分離修習というやうなことを考へておられる。その問題もやはりこの判、検事の志望が減少するといふことに関連してゐるんじゃないかと思ひますが、大臣はことしの五月ごろですか、分離修習制度を再検討するとか、あるいはまたは現在のやうに五百人修習しても判、検事になる人が百人しかいないと、五分の一しかないといふ、これは国費を使つて全くもつたないから、何かこの制度を変えていかなければならぬといふやうな発言をされたやうに思ふのでございまして、その考え方はどういふところにあるんですか。

○國務大臣(小林武治君) いま松澤委員がお話になつたやうなことを私は考へて、世間にもそういう考へ方を出したことがありまして、その後この問題は所管は最高裁の問題でありまして、最高裁とお話し合ひをしてゐると、こういうことでございまして、私はいまの修習制度があのまゝでよいとは思ふねと、相当長期の経験を経た問題であるからして、やはり検討をしなければならぬ問題だと、こういうふうに考へております。

私は、やはり実はこの判、検事の修習、あるいはお医者さんの修習は相当似たところがある、こういうふうな思ひのですね。いまのやうにも初めから公務員になる者は公務員として採用することも考へたらどうか。從來、医者のインターンといふものはまだ医師の免状をもらはぬ間に修習生として病院で修業をしてゐる。したがつて、その間には何らの手当もないし、国の処置も及んでおらぬと、こういうことが、これは最近変へまして、医者の免状を与へてから今度は修習をする、こういう制度に変わつてゐるのであります。

て、私も実は判、検事などはそういう方法も考へられぬかと、すなわち判事補なり検事補なり任命しておいて、そうして修習するといふこと、いまはとにかく自由にしておつて、二カ年修習してから自由におきめなさいと、こういうことを考へておられますが、そういうふうなやり方がよいか悪いかといふことは私は非常な疑問を持つてゐる。このこととありまして、いづれにいたしまして、修習制度がこのまゝでは私は適當でない、こういう考へをもつて、じやどうするかといふことの相談をいましてゐるといふことで、これは非常なむづかしい問題でありますから、早急には結論は出ないと思ひが、そういう考へ方では何らかの改善策が求められないかといふことで協議検討しております、こういうことでございまして。

○松澤兼人君 小林大臣が分離修習といふことが、あるいは現在の修習制度を検討するといふ御発言をされてから、弁護士会のほうとしては非常に

に強い反対が出てきてゐることももちろん御承知のとおり。やはり現行の修習制度といふものは、戦後新しい司法制度といふものができ上がったときに、やはりそういう制度の根幹をささえるものとして採用されたことだと思ひます。從來はこの修習終了者が官界に入るといふこと、そういうことが非常に多かつた。それが現在に至つて民間へ行く人が多くなつて、官界に入る人が少なくなつたといふことでありますから、制度そのものが悪いからそういう結果になつたといふことは別の問題があるんじゃないかと思つてゐる。小林大臣は、修習制度といふものが現在間違つてゐる。あるいは國費を費やして五百人修習させて歩どまりが百人しかない。これは不経済であると、そういうふうな一がいに経済効果の点からして修習制度を検討するといふことはどうかと思つてゐる。これはやはり裁判制度あるいは司法制度といふものに密接不可分の關係で今日まで來てゐるといふことで、そういうところにメリットがあるんだらうと思つてゐる。効果が少ないからといつて、ほかの方法を考へるといふことはどうかと思つてゐる。その点いかがですか。

○國務大臣(小林武治君) 弁護士会が、私どもの考へ方に非常に強く反対をしてゐることは承知しておりますが、私は弁護士会の方にも、それじやいまの制度でよろしうございませうかと言つて、必ずしも大満足をされてゐるわけでもなさそう。それではただ反対してゐるだけではこれは意味がないんで、どうやたらいいかといふこともひとつ考へていただきたないと、建設的に。これはもう法務大臣のほうがいかに、建設的に。これはもう考へていただきたといふことをいまお願いをしてゐるのであります。

実は私はいまのやうな制度ができた一番のパツクポイントと申しますか、これは法費一元化といふ一つの理想があつて、それを実現するためには、まず一緒に修習するほうがよからうといふことから出発したんだらうと思ひますが、その一元化

というのは、一番の骨子は、弁護士さんがある程度の経験を積んだら判事さんになってもらおうと、こういうところに一番大きなねらいがあったと思ふんです。法曹一元化とはそういうもので、そしていまのように判事補等は——まあ判事補はいま十年たたなければ判事になれないと、こういうふうになつておりますが、どこの国においても判事の職務というのは非常に重大であると、したがって相当の経験を積んだ人がやる。アメリカでも、イギリスでもみな弁護士としての経験を十分、少なくとも十年ぐらひ積んだ人が判事になる。こういうふうな長い習慣、伝統を持つておるんで、こういうことは私は非常にけつこうなことだと思ふんです。だから、日本でも、弁護士さんが十年も十五年も経験を積んだ人がどんな判事になってくれれば、こういう問題は起きてこない。ところが、いままで二十年の時を経過してもほとんどそういう方がない。検事のごときもなつていただければまことに結つこうだと思ふが、毎年あつて一人か二人。こういう状態において、いわゆる司法修習という制度をさした根本の法曹一元化というものは、私はいままでの経験によつて日本では不可能じゃないかと、こういうふうな考え方をいたしている。これはいろいろ皆さん批評をされておりますが、そういう理想から出たこの制度は、その理想の実現がほとんど不可能だ。困難という程度でなくて、そういうふうな状態であるからして、これの出たものと考え方がいまいくずれてきておる。それはくずれていないという議論もたくさんあります。しかし私はもういままでの経験で、これはほとんど、十年、十五年の経験を積んだ弁護士さんが判事になつていただく。こういうことは、いまはもう、これから私は当分ほとんどできないんじゃないかと。こういうことになれば修習制度のもとでくずれてくるのではないかと、私も私は考えておまして、単に経済的な問題はかりでないのでございまして、これが初めの理想のように相当な若い人が判事さんになつてくれれば、こういう問題は起きなかつた。しかし実

際問題としてなつておらぬ。これが私が言うていふようなことの一つの出发点で、これは非常に皆さん異論があります。しかし私はそういうふうな思つておると、こういうことでございまして。

あつたとするならば、その交流というのが、これはいままで行なわれなかつた。私は弁護士連合会の弁護士会長さんにも、何とかひとつそういうふうな判事や検事をやめた人が弁護士になるのでなく、若いひとつうんと働きの有能な人がいまの判事なり検事なりになつてもらえぬかというのを強く私は要望しておつて、それが実現すれば、やつぱりある程度人事交流ということでは法曹一元化というよりなこともある程度実際になつてくる。しかし何としても過去二十年それがなかつた、言われながらできなかったということは、やつぱりある程度将来の方向を示すものじゃないかと思ふのであります。これはまだ政府の意見になつたわけでもありませんし、松澤委員が言われるように、法務大臣の個人的意見と、こういうことでまだけつこうだと思ひます。私がそういうことで、それぞれ政府の意見をきめたものでもありません。そういうことを検討してもらつておる、こういうことでございまして。

ますから、これはみんながもう一べんひとつ考えてみる、こういうことも必要じゃないか。私のようない意見が出ないようになつておることを考えていただくことも必要だ。私はいま申すように、弁護士連合会長さんには極力ひとつ何とかな人事の交流、一方交通ではなくて、ひとつ検事でも、判事でも、われわれのほうに欠員があつて弱つておるのだ、したがつてそういう方が出てくれれば、われわれの言うような考え方がだんだんなくなる。こういう考え方が出る原因についてひとつ十分お考え願ひたいということも、私は率直に弁護士会にはお願いをしておるのであります。

○松澤兼人君 前回簡易裁判所の問題で、弁護士さんたちとの間に——その当時も小林法務大臣だつたと思うのですが、何かパイプが消えてしまつたという感じを持ったのです。その後弁護士さんたちとの意見交換といひますか、そういう協議会といひものが復活したかどうか、その点はいかがですか。

○国務大臣(小林武治君) これは、いまもおやりになつておると承つております。これは法務大臣といひのではなくて、次官、あるいは弁護士会の幹部、あるいは最高検の幹部、最高裁の幹部、こういったところでは合なされて、いろいろな意思疎通をはかつておるということでございます。

○最高裁判所長官代理者(長井澄君) 前回簡易裁判所の事務管轄拡張の問題に關連いたしまして、ただいま御指摘のような事態が生じたことは事実でございますが、裁判所といひましたことは、その前から日本弁護士連合会と最高裁判所の事務當局との連絡協議会を開催いたしまして、今年の八月に弁護士会側の委員が新たに任命されました、その委員との間に協議会を再開いたしまして、すでに二回開催いたしております。今月の十八日に第三回を開催する予定になつております。で、三回目には、従前からの懸案となつております問題といひまして、先ほどの法案を法務委員会が可決していただく際に付せられました附帯決議の冒頭の、「司法制度の改正にあたつて

松澤兼人君 いまの大臣の発言は非常に重要だと思ふんですけれども、法曹一元化ということとは日本の土壌になじまない、あるいは育てるのに不可能だといふ話なんですね、法曹一元化といふことは、やはり現在の司法制度といふものをささえるこれも一つの根幹だと思ふ。それがなじまないといふふうに断言してしまつたといふことは、やはり司法制度あるいは裁判所制度といふものの根幹をゆるがすことになり、そういう発言がもし公にされるといふことになる、弁護士会からも非常に強い反発があるでしょうし、大臣の個人的な信念といふことならば了解できますけれども、そういう発言がだんだん積み重ねられていつてしまつと、弁護士は弁護士、検事は検事、あるいは法務省は法務省といふたようなことでお互ひに対立抗争するといふことが激化してくるんじゃないか。これは日本の司法制度にとつては非常に悲しむべきことじゃないか。大臣としてそういう方向に、現在の法曹一元化という考え方はだめなんだといふふうに断定されますか。個人的な考えとしては一応わからぬことはありませうが、大臣が日本の土壌に法曹一元化といふものが育たないのだといふふうに言われることはどうかと思ひます。

○国務大臣(小林武治君) 私はその法曹一元化といひのは、ほんとに一言にして言へば、人事の交流だろつと思ふ。この三者の交流といふものが法曹一元化といふことのやつぱり一つの大きな要素であらうと思ふ。ところがいま法曹一元化といひて、裁判官が定年でおやめになつた方はみんな弁護士になるが、一方交通で、こっちから行く交流といふものはほとんどない。またいま私が申しましたように、検事さんになつてくれる人もほとんどない。こういうことであると、人事の交流といふことがやつぱり非常に大きな要素で

松澤兼人君 私、希望いたしますことは、現実、一方交通であつて往復にならない、人事の交流ができない。これは現状だといひお考えはよくわかりますけれども、そうだからといひて法曹一元化といふ大義名分をおろしてしまふ、おろすべきであるという、そういう見きわめをつけて発言なさることに私は非常に心配を感ずつておる。これは裁判所の部分は裁判所が考えることだと思ひますが、それですら、やはり弁護士それから検事、判事、これが一体となつてこの司法制度をささえていくのだといひ、そういう目標といふものをやはり高く掲げておくべきであつて、それをいま看板をおろしてしまつたといひことは、どうも納得がいかない。現実には一方交通であつて、人事の交流があまりよく行なわれていないけれども、しかし、そのためにできるだけの努力はするということではないかと思ふんです。どうですか。

○国務大臣(小林武治君) 努力もいたさなければならぬし、私のような意見が出てくることもあり

第三部 法務委員会会議録第三号 昭和四十五年十二月十五日 【参議院】

五

は、法曹三者の意見を一致させて実施するように努めなければならぬ。」ということがございまして、この線に沿ひまして、法務省の御参加もお願いできるような形にござつたというところで、話を進めていく段階でございまして。これはまだ裁判所、弁護士連合会側との間の話でございまして、この間の協議が十分にととのいまして、三者の話し合いができればはなはだ幸いだというふうに考へて、努力しているわけでございまして。

○松澤兼人君 私どうも修習制度の問題にこだわりますので、やはり法曹一元化ということを考えてみましても、現行の修習制度にも多少の欠陥があるというところであれば、その欠陥を是正するというところで、大筋はやはり現在のような平等、統一の研修制度というものを確保することが望ましいことであると思ひます。分離修習制度というものに切りかえられたときのことを考へてみると、判事、検事あるいは弁護士というものが、別々に修習するということなることは、いろいろここで法曹一体化、一元化ということについてわざわざ好きこんでひびを入れるという結果になりはしないかということを考へておるのです。ですから、小林大臣の気持ちにはよくわかりますけれども、戦後ずっと続いてまいりました平等、統一の修習制度というものは堅持すべきであるというところを強く考へるのではありません。重ねて大臣の、平等あるいは統一の修習制度のよさというものを考へ直していただくわけにいきませんか。

○国務大臣(小林武治君) 今日のところは、松澤委員の御意見を慎しんで承つて、私また今後のいろいろの検討の参考にいたしたいと、かように考へます。

なお、先ほどの検事の欠員等についての数字が、もし必要ならばこの際申し上げますが、書面で差し上げてよろしければそういうふうにいいたします。いかがでしょう。

○松澤兼人君 それは書面を出してください。それからちよつと話題が変わりますけれども、検事さんの中には専門担当といひますか、事務担

当といふようなことで、従来、たとえば暴力団の担当検事だとか、あるいは交通の問題が非常にやかましくなると交通担当の検事さんだとか、というような専門的な仕事を担当する検事という、そういうことを考へているようですけれども、これは一体どういふ性格のものなんですか。

○政府委員(眞家克巳君) 一がいには申せませんが、大都市の検察庁等におきましては、事件もかなり専門的、複雑なものがございまして、ある程度専門化しております。たとえば財政係とか、あるいはそのほかの特別の部門を担当する検事というものが、大都會の検察庁におきましては例外なくあるわけでございまして、必ずしも各地方におきまして少数の検事の場合に、はつきりとする検事が特定の事件だけを専門的に取り扱うというふうな態勢は、必ずしも行き渡つてはいないかと思ひますけれども、だんだん事件が、非常に社会が複雑化するに伴ひまして専門的な知識を必要とするという場合が多くなると考へられますので、そういう方向での訓練ということにも各検察庁におきまして努力しているような実情でございまして。

○松澤兼人君 特別の事件を担当する、たとえばまあ会社の問題だとか、あるいは先ほど言ひました暴力団の問題であるとか、あるいは交通担当の検事であるとかいふようなことは、その問題の事件を、交通ならばだれだれ検事のところ、あるいは暴力団ならばだれだれ検事のところというふうなふうに縦割りに割つてしまふわけなんですか。

○政府委員(眞家克巳君) 概略はさうでございます。財政経済あるいは交通あるいは少年、外事というふうなふうに縦割りになるわけでござい

ます。

○松澤兼人君 そうしますと、自分の専門外の裁判には関係ないといふことですか。

○政府委員(眞家克巳君) それぞれの部なり係なりがございまして、その部に所属しております間はさういふ結果に相なるわけでございまして、これはもちろん交代と申しますか、ある部門から他

の部門に転ずるといふこともございますので、非常にある検事が終始財政ばかりであるとか、あるいは交通ばかりをやっているというふうな状況になるわけではございません。ただその期間、それを担当いたしました期間に属して裁判に属する間は、もつぱらそういう事件について裁判に属するといふ結果に相なるわけでござい

ます。

○松澤兼人君 そういう特別の係なりあるいは専門的な仕事を担当する検事というものは特別の研修を受けているわけですか。

○政府委員(眞家克巳君) その担当によりましてけれども、一応相当の研修を受けているというふう

に承知いたしております。

○松澤兼人君 そうすると、上級の検察庁、それから中級あるいは下級というふうに一貫してそういう専門職がある。もつともそれは地方へ行けばないところもあると思ひます。大体幾つぐらいの係検事あるいは担当の仕事というものに分けていらつしやるのですか。

○政府委員(眞家克巳君) 事務の分け方といたしましては、少年、交通それから財政経済、外事、公安それから公判立会いを専門に行なうという

ような部門に分かれてはいるわけでござい

ますが、これはもちろんそれだけの専門家として、一般事件は不得意であるとか、ほかの事件が取り扱えないといふような意味での非常に片寄つた専門家になるというふうなニュアンスを持つてゐるものでござい

ません。特にさういふ特定の部門についての研修を受けてまして、知識を豊富にして事件の取り扱ひに役立たせているという程度ではないかといふふうに考へるわけでござい

ます。

○松澤兼人君 そうすると、ある人にある問題、あるいはある事件の処理を担当せよといふことは、だれがおきめになるのですか。

○政府委員(眞家克巳君) 検察庁の長である検事は、だれがおきめになるのですか。

○松澤兼人君 いま法案が出ておりますが、公害罪といふような法律が成立すると、やはり公害担当の検事というのができるわけですか。

○国務大臣(小林武治君) これはまあ将来の問題として、いろいろのことを含んでおるのでありますが、来年度の予算要求におきましても、公害を担当させたいといふことで、検事の増員を十名近くいたしております。将来はやはりこれらは普通の法律事件と違ひまして、科学的な専門知識を必要とする。こういうことでござい

ますので、これはまた公害罪法案審議の際に申し上げようと思つておたのでありますが、普通の法律知識だけではなかなか問題の処理は困難だ、むしろ外部に鑑定その他も出すわけであります。それだけに頼れない。ある程度の基本的な知識を持つておる必要がある。こういうことでござい

ますので、公害のための検事といふふうなことで予算要求もしてある。私はこれについて先ほどから司法修習の問題がありましたが、私はこういうふうな時勢になれば、自然科学を専攻したような人も検事として将来採用する必要があるはせぬか、こういうふうなこともこれからの問題として考へなければならぬ。そうすると、いまのような司法修習の試験ではこれらの方々がそれに及第すること

がきわめて困難だ。したがつて、もしそういう検事を採用する場合には、どういふ方法をとつたらいいかといふふうなことも、これからの問題として考へなければならぬと思つておりますし、また私はこれからまた司法修習関係においても、公害関係などのある程度の一般知識を授けるような科目と申しますか、そういうものも必要になりはせぬかといふふうなことも考へております。

○松澤兼人君 いま法務省が大蔵省に対して予算要求をしてゐるという、その公害担当の検事の十名増員というのは、新規にさういふ仕事を担当する検事を増員するといふことにあるのか、あるいは先ほどの、係検事あるいは専門検事といふふう

に配置がえをしておやりになるのか、どうなんですか。

○国務大臣(小林武治君) それは差し向きの問題としては、この公害罪といふふうな新しい種目が

できるからして、そのために増員を求める。しかし、その内容は公害等を担当する検事を置きたい。こういうことになるから、差し向きはいまおる検事さんにそういうことを勉強してもらって、その担当のほうのことをやってみてもらおう、全体としてそのための仕事ができるから検事の増員を求める、こういうふうな考え方であります。

○松澤兼人君 自然科学的な知識、特に公害の場合には疫学的な知識が必要なんです、必要だからといって修習の課程を経ないで、特別にそういう専門的な知識、公害に対する科学的あるいは化学的なそういう知識のある人を何かの形で採用するということは、そういうことは考えていらっしやらないのですか。

○国務大臣(小林武治君) これは最近の衆議院の委員会におきまして、そういう専門の知識がでなければ、適当な検察を果たすことができません。こういう委員からのお話もありまして、私もやはりこれからはそういう専門の知識を有する者を検事として採用することの必要が出てくる。したがって、それをいかなる方法によつてこれを得るかという問題は、今後の検討の課題だと、こういうふうな申し上げて——多少の腹案もありま

するが、いまはまだじやどうするかというように、これは、これからひとつ相談するということ、そういう必要があるというのを前提として考えたいということでございます。

○松澤兼人君 小林大臣は、衆議院の公害の問題の審議の過程で、公害の監視員制度と申しますか、あるいはそういう常時監視するようなまあ職員を必要だということを発言されたと聞いておりますけれども、それはどういう構想なんですか。

○国務大臣(小林武治君) 実は公害に関する各種の法規ができて、この実施を保障するための制度と申すか、組織がやはり必要であらう。ことに公害罪などをどうやって捜査の端緒を得るか、こういうふうな問題が出てまいりましたのであります。これは私は正直に申して検事が回つて歩いておるわけじやないから、あるいは申告だとか、あ

るいは投書であるとかいろいろの問題があるが、要は、私は公害を予防するという見地から、政府全体として公害監視をするというふうな意味において、公害監視官というふうなものを設けたらどうか、こういうことを申ししたのであります。その後これは閣議においても私は発言をいたしました、そういうふうな、要するに、公害問題の実施の裏づけとしての監視制度が必要じやないか。政府におきましてその必要がある。したがって、そういうことを制度として、あるいは組織としてどういうものを設けるかという問題は、これからひとつ公害対策本部でもつて至急に関係省庁を集めて相談をする。その席で、たとえば労働大臣

は、いまの労働基準監督官を使つたらよからう。あるいは厚生大臣は食品検査官とか、あるいは保健所に職員があるからこれをお使いになつたらどうか、いろいろな議論が出ておりますが、こういうものをまとめてそういう制度をひとつ全国的につくる。それが地方公務員であるか、国家公務員であるか、どこに置くか、これからいろいろの問題があるが、これを調整して案をひとつまとめる。こういうことをいま考えております。

○松澤兼人君 私は公害の監視制度というものは必要だと思ひますけれども、いま大臣おっしゃつたように、どういふ形でどこに置くかということ、はなかなかわずかしい問題でして、保健所を使うにしても、現在の保健所の機構、あるいは能力からいって、必ずしも適切に公害の原因あるいは結果というものをつかめるかどうかということがあります。あるいは基準監督官ということになりますと、やはり労働省の立場からですか、一般住民の立場というところにならないかもし

れない。必要性はよくわかりますけれども、どうもその形を考へてみましても、なかなかむずかしいというところはよくわかります。検察庁あるいは法務省としても、優秀な経験と知識を持った検事を配置するということがこれはもう必要なことだと思ひます。あわてて勉強しても追いつかないことだと思ひるので、もし検事にも公害担当の係検事

を置くということであれば、その研修なりあるいはその活動なりということについては、万遺憾なきを期していただきたいと思ひます。この点につきまして所信をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(小林武治君) これはこの法案が通れば、いずれ実施の問題といたしましていまのようなことも考えられます。しかし、いまのそれじや公害の捜査の端緒というものは——私は公害監視官等もそういう職責を果たしてくるであらう、こういうふうな考え方からそれを申したのであります。が、いすれにいたしましても、お話のように遺漏のないようにひとつ準備をいたしたい。かように考えております。

○塩出啓典君 ただいまいろいろ松澤委員のほうから質問がありまして、私もいろいろお聞きしたわけでございますが、非常に裁判官、検事、判事が数が少ない。反対に弁護士になつてどんどんやめていく。先般、私の友人も、大学を卒業してずっと二十年間判事をやっておつたのが、やめて弁護士を始めたのですが、大体そういう弁護士になる人というのは、毎年どの程度数があるのか。しかも任官してから何年くらいたつてやめる人が多いのか。しかもその理由というのはどういふ点にあるのですか。大体の数でいいです。

○最高裁判所長官代理者(長井澄君) どの程度弁護士になるかという数字をただいま準備してございませぬから、概数を申し上げますが、一年間の退官者が、先ほど申し上げましたように六十名ないし七十名、大部分は定年退官者でございますけれども、十名前後が裁判官の在任中に退官して、弁護士、ごく一部分は大学の先生になられるのじやないかというふうに考えております。

○塩出啓典君 そういう傾向は最近だんだんふえてくるのか、あるいはずっと経年的なのか、あるいはだんだん少なくなつてくるのか、そういう点はどうなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(長井澄君) 結論を申し上げますと、大体その数字は大きな変化はないように考えております。先ほどもお話がございまし

たように、社会事情といふますか、景気変動などに伴ひまして、任官志望者の数がサイクルを描くというふうな現象はございますけれども、もちろん弁護士として活躍するほうがいけるような点で恵まれるというところで、退官される方が、そのような考え方に適した社会事情が出てくればふえてくるわけでございますけれども、数字の上で明確にあらわれているというふうな現象はまだ見受けられていないように思つております。

○塩出啓典君 ただいまのお話ではだいぶ欠員があられるようでありまして、今後そういう公害の法案が通れば、まず十名の定員増だ。しかし、幾ら定員をふやしても、人がふえなければ困るのじやないか。そういう点でわれわれも、非常に裁判のおくれといふますか、私もよくわからないのですが、たとえば選挙違反の裁判などが非常に長引いて、判決がおりても控訴して、それで結局任期が終わつちやう。さうなことをよく言われてゐるわけなんですけれども、そういう欠員が多いという点において、法治国家として裁判の上に支障がないのかどうか。そういう裁判のおくれというのはいまだに延びてゐる。傾向にあるのか。そういう点はどうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(長井澄君) 裁判が国民の期待されておるような迅速な形で進行しておらないということはまことに申しわけないことでございまして、審理期間が漸次延びてゐるというふうな傾向は、統計的に見ますと出てはおりないわけでございます。審理期間が期待されるほど迅速にいかない、遅延してゐるというこの原因は、もちろん裁判官が事件数に比して十分でないという原因もあると思ひますけれども、そのほかにもいろいろの原因が考えられるわけでございます。その充員の困難、任官志望者が少ないというところが唯一の原因とは言い切れないように考えております。

○塩出啓典君 ほかにはどういふ原因が……。結局私たちもそういうおくれといふものはやはりなくしていかねければならぬのが国民の要望

じやないかと思ひますけれども、そういう点で数が少ないということ以外にはどういふようなことがあるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(長井澄君) 原因は非常にいろいろ考えられます、こればかりで重要な原因だと指摘することは困難ではございませんけれども、主観的、客観的に双方の原因がございまして、客観的には先ほど申し上げました裁判官の人員の不足というものがあげられると思ひますが、そのほかにもたとえたい問題になつておりますような公害事件というものは、裁判になつて争われている中身が非常に複雑で、したがひまして、その当事者の言ひ分というものが整理に困難を来し、主張が明確になかなかつてこない、またそれに相応した証拠の提出、証人調べという関係におきまして、非常にたくさん証人を調べる、鑑定も科学的に非常に高度な複雑な内容になつてまいりますと、多くの費用を要する実験を長期間にわたつて試みなければならぬといふようなことも出てまいります。また、そのほかいろいろ選挙関係の事件、汚職関係の事件といふようなことになりまして、関係者のいろいろ裁判に対する考え方といふものが、必ずしも進歩を希望しない事情が出て、そういうものは訴訟指揮によつて的確に排除していかなければならぬといふわけでも、いろいろな情勢がからみ合つて思うように進まないといふか、あるいはいろいろ代理人の都合があるといふようなことで延びるというようにございまして、また法律も非常に複雑になつてまいります。その事実関係に当つては法律の発見、解釈、適用という問題も複雑になつてまいりますと、どうしても審理期間が長くなりがちであるといふような事情が出てまいります。

そういうわけで裁判所では人員増に努力はいたしておりますが、そのほかにも、たとえば第一審強化方策協議会というものを設けて、構成している裁判所、検察庁、弁護士三者がいかにすれば審理を充実しながら適正にして迅

速な進行がはかれるかといふようなことにつきまして、しばしば協議会をいたしまして努力はいたしておるわけでございます。

○塩出啓典君 そこで非常に今後の問題として検事、判事になる人が少ないのは一つは給与の問題だ、一つは社会的なそういう情勢だ、そういうふうなお話だつたわけですが、やはり社会的なそういう情勢というのは、これはなかなか一べんに、一つの大きな時代の流れといふものもありまして、こちらがこうかえてもらいたいと言つてもうはいかないと思ひます。結局、国としてできることは、やはり裁判官等のそういう待遇の改善、そのような問題になつてくるんじゃないかと思ひます。そういう点でいま小林大臣が公署担当の技術的な検事も考えると、それも一つの方法だと思ひますけれども、それともいふゆる給与体系といふものを、これは臨時司法制度調査会等においても、裁判官や検察官の給与はその職責の特殊性から考へて独自の給与体系を確立しなければならぬ、そういう意見もあると聞いています。わけでございますが、法務大臣としてそういうような問題についてどのように考へておられるか。抜本的にやはり何らかの対策を立てる必要があるんじゃないか。そういうような気がするわけなんです、その点はどうなんですか。

○国務大臣(小林武治君) これは一般職に準じてはおりますが、いまでも程度の改善が行なわれてゐる、こういうことでございしますが、私どもはやはりどうもこの判、検事等については、もう一べん見直して、特別なひとつ体系をつくらなければならぬ、こういうふうに思つております。これはまあ何と言つたつて、同じ政府の国家公務員と、こういうことでございまして、横の権衡といふことが非常にやかましく言われるから、非常に困難な仕事ではあるが、私はどうも職責上やはある程度いまでも改善が行なわれているが、さらにその問題は検討しなければならぬ、こういうふうに思つております。

ついて住宅手当が新設されるのに伴つて、今度の裁判官、検察官にも住宅手当が支給されるようになったわけでございますが、その支給対象の範囲はどうなつておるのか。

それと、もう一点は、非常にあちこち騒動がやはり多いと思ひます。そういうわけで、そういう住宅とか、こういうのもやはり経済条件の一つになると思ひますけれども、一般の政府職員等と比較してみれば、住宅の充足率、住宅の状態ですね。住宅といふか、官舎ですね、この場合は、そういうような点は一段と優遇されているのかどうか。その点はどうですか。

○政府委員(貞家克巳君) まず住宅手当の点から御説明申し上げます。

今回一般職のほうにつきまして、今回の改正によりまして住宅手当といふものが新設されたわけでございます。公務員宿舎に居住してあります職員を除きまして、賃貸住宅に居住して月額三千元をこえる家賃を支払つておる職員に對しましては、その家賃の額と三千元との差額の二分の一、つまり三千元をこえる額の二分の一、もつともこれについては最高限度が三千元であるという制限がございしますが、そういう住宅手当という制度が新設されることになつております。ただこの住宅手当は一般職で申しますと、指定職俸給表の適用を受ける上位の一般職員には支給されないことになつております。

そこで裁判官、検察官につきましても、法律の規定によりまして判事補、それからこれに對応いたします九号以下の検事、それから副検事は大部分でございまして、二号以下、簡易裁判所判事は、五号以下といふことになるわけでございます。が、こういった方々の給与体系が大体一般職の職員の指定職以外の給与に準じておるわけでございます。そして、こういった方々にはこの一般職の場合と同じような条件で支給されることになるわけでございます。目下、現実に受けるものの数等につきましては調査中でございますが、大体官舎、公務員住宅といふようなものに住んでいる検察官が非

常に多うございまして、非常にばく然とした予測でございすけれども、現実にこの支給を受ける対象者はざつと申しまして百名程度にすぎないのではないかと申しまして予測されるわけでございます。そして、このことは反面におきまして住宅事情、つまり広い意味の給与の問題といたしまして、先年の臨時司法制度調査会の意見にもございす

が、裁判官及び検察官の地位にふさわしい宿舎の設備を充実することという意見が出されておりますけれども、こういった面につきまして逐年努力をいたしまして、的確に数字を申し上げるわけにはまいりませんけれども、決して一般の職員に劣らない、むしろ検察官にふさわしい宿舎の充実といふことに努力をしていくわけでございます。

以上でございます。

○塩出啓典君 それからこれはちよつとこういう質問をしていいのかわからぬでございますが、いわゆる非常に判例にしても年々増大をしております、そういうような過去の判例を調べるとか、そういうようなことが非常にたいへんだと思ひますけれども、そういう点でそういう情報があつてくるのに対して、どんなコンピュータを導入して整理する、そういうようなこともかなりやられてゐると聞いています。そういう点で、そういう点のやはり機械化といふか、そういう面における合理化、しかも裁判官や検察官の事務的な仕事を軽減していく点において、そういうことも非常に大事じやないかと思ひますが、そういう点はどういうふうに進行しているのかですね。

○政府委員(貞家克巳君) 御指摘の判例というものが非常に多くなつてくる、文獻が非常にたくさんになつてまいります。そういう意味におきまして、そういう研究資料を豊富に取りそろえたいといふこと、しかもそれを便利に検出できるよりにするといふことが、これは非常に大事なことだと思ひます。目下、これは臨時司法制度調査会の御意見におきまして、裁判所、検察庁職員の職務関係を整備改善し、特に研究施設等を充実すること、こういう条項が掲げられております。

とは意味が違いますか、違いますか。本法には何か影響がありますか、ありませんか。

○政府委員(辻辰三郎君) これは本法の犯罪の成否との関連におきましては関係がございません。この規制云々ということがあつてもなくても関係がございません。私どもは、この公害の防止に関

する他の法令の規制と相まって公害の防止に資することを目的とするという意味で、この第一条の目的規定を掲げたわけでございます。

○後藤義隆君 本法は一般の刑法とは非常に趣が異なっております。これは普通の刑法においては傷害あるいは過失傷害といふようなふうなことは、全くその手段方法といふことについては何らの制限もございませ

ん。ところが本法では、「工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質を排出し、」こういうふうなふうな手段と方法が特に限定されておつて、非常に一般の刑法の場合とは趣が違つておると思ひますが、それは間違ひないですか。

○政府委員(辻辰三郎君) ただいま御指摘のとおり、本法案に規定いたしておりますいゝわけのこの二条、三条の犯罪でございますが、その犯罪の基本的な行為類型を定めるに当たりましたは、ただいま御指摘になりましたような、「工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質を排出し、」という一つの要件、行為類型を規定いたしております。その点におきましては、ただいま御指摘のように、刑法の傷害罪であるとか、業務上過失致死傷罪といふようなものと趣を異にいたしております。

○後藤義隆君 そこで、非常に私は本件について問題になると、複雑であるといふようなふうに考へるのは、「工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質を排出し、」こういう、すなわち本件の手段方法です。これを知つておつて、いゝむね故意でですね。そういう事実を知つておつて、そして、かつ「公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者」いゝむねの結果を生じせしめた、こういうふうな場合は、故意犯に当たるのはもちろんですが、手段も結果もそれから方法も知つておつた場合には、当然これは故意犯に当たるとはもちろんでありますが、ところが、基準をこえておるといふことは知つておつたが、しかしながらその結果、公衆の生命、身体に

危害を生ずるといふ事実は全然予測しなかつたといふような場合には、やはり故意犯になるのか、それとも故意犯にならないのか。いゝむね手段、方法だけは知つておつたが結果については全然予測しなかつた場合に、これは故意になるのかどうかといふようなこと。

○政府委員(辻辰三郎君) 本法案第二条の故意犯の成立の問題でございますが、ただいま御指摘のとおり、この第二条の第一項の罪が成立をいたしましたためには、人の健康を害する物質を排出するといふことについて認識があり、かつその排出することによつて公衆の生命または身体に危険を生じさせるといふことについても認識を必要とするわけでございます。で、この認識といふのは、いゝむね刑法に言ひます未必の認識といひますか、未必の故意と申しますか、そういうものはもちろんこの認識の中に含まれるわけでございますが、ともかくこの二つの点について認識を必要とすることは申すまでもございせん。

そこで先ほど御指摘の、ある排出基準といふものに違反しておるといふことは知つておるけれども、まさか公衆の生命または身体に危険を生ずるとはならないと確信しておつたといふ場合は、この犯罪は、第二条の犯罪は成立しないといふことになるわけでございます。

○後藤義隆君 基準をこえておることを知らなかつたとしたならば、それは知らなかつただけでもつて過失になるのか、知らなかつたといふことについて過失があつた場合に過失なのか。いゝむね基準をこえておるといふような物質を排出しておるといふことを知らなかつた、知らなかつたことが過失になるのか、あるいは知らなかつたといふことが——知らないことに過失があつて知らなかつた、それはどうなるんでしようか。

○政府委員(辻辰三郎君) 本法案の二条及び三条の犯罪でございますけれども、これは理論的には排出基準といふものとは関係がないわけでございます。で、もつぱらいまの御指摘の過失の場合でございますが、過失の、この第三条の過失犯が成

立いたすためには、業務上の必要な注意を怠つて——人の健康を害する物質を排出するといふことに、本来業務上必要な注意義務を果たせば、排出すべきでないのかかわらず業務上必要な注意を怠つて排出したといふその面の過失もこれはあたるわけでございますし、また公衆の生命または身体に危険を生じさせたといふ点につきましても、やはり業務上必要な注意を尽くせば公衆の生命、身体に危険が生じないのかかわらず、業務上必要な注意を怠つてそういう状態を生じさせた、こういう点においても過失がかぶつてゐるといふ意味でございます。

○後藤義隆君 それから本条は、人の身体、生命に危険を生ぜしめるといふだけのことを処罰してあつて、ほかに地盤沈下であるとか、あるいはまた騒音であるとか、臭気であるとか、食品公害であるとか、あるいは薬品であるとか、そういうふうなふうなものを除外してありますが、それはどういふわけですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 法案の立案いたしました基本的な考え方でございますが、これは公害対策基本法に定められております公害のうちで、人の健康にかかわる被害といふものをまず対象にいたしましたわけでございます。で、生活環境にかかわる被害といふものは対象にしないと、やはりこの刑事的な処罰の対象とするものにつきましては、

いゝむね公害基本法にいう「公害」のうちで人の健康にかかわる被害を対象にするといふ基本的考え方に基づくものでございます。で、その意味におきまして、この食品であるとか、薬品であるとか、こういうものは御案内のとおり、現在この公害対策基本法にいう「公害」といふところには含まれていないわけでございます。また現にそれぞれの行政法規で十分な規制が行なわれておるといふふうに考へておるわけでございます。

○後藤義隆君 いまお尋ねいたしました地盤沈下であるとか、あるいはまた騒音だとか、臭気だとか、食品だとか、薬品、そういうふうなものについてやはり別個に公害罪を創設する、つくる気持

ちがありますか。全然そういうふうなふうな考へはありませんか。

○政府委員(辻辰三郎君) ただいま申し上げましたように、この公害対策基本法にいう「公害」のうちで、この人の健康にかかわるものを対象にいたしましたわけでございます。で、その意味におきまして、この地盤の沈下であるとか、あるいは振動であるとか、そういうものは——人の健康にかかわる被害といふ場合に、きわめて特殊な場合には、あるいは人の健康にかかわる場合もあるかとも思ひますけれども、これを一般的に見ました場合に、その性質上地盤の沈下や振動といふものがこの人の健康にかかわる被害とはいへないのじやなからうかと、こういう意味におきましてこの法律の対象にはしていないといふわけでございます。そしてなお悪臭につきましても、悪臭によつて人の健康にかかわる被害といふものが出てくるかどうかといふ点——これも出てくるというふうなことになるますれば、これはこの現在の法案でもその対象になり得ると思ひわけでございます。が、現実にはその悪臭によつて人の健康にかかわる被害が出ておるかといふような問題は、具体的にいふことはなかなか私ども承知をしていないといふ意味で事実上この法案の対象になることにはないのではなからうかと考へておるわけでございます。

で、結局私どもはこの法案の対象を公害対策基本法にいう「公害」のうちの健康にかかわるものに限りましてゆゑんは、生活環境にかかわる公害といふものを対象にいたしますと、その態様がきわめて種々雑多でございます。それから科罰的評価といふ面におきましても、人の健康にかかわる被害と生活環境にかかわる被害とは科罰的評価といふものが相当違ふのじやなからうかといふふうに考へておりました。やはり刑事的な評価といふものを真正面から出しておりますこの法案におきましては、この公害対策基本法にいう「公害」のうちで人の健康にかかわるものを対象にするのが至当であると、かように考へておるわけでございます。

○後藤義隆君 いまお尋ねいたしましたりちでもって、人の健康にかかわるものうちでもって抜けておるのが食品とか薬品とかが抜けておるが、それについて公害罪をつくるお考えはないかどうか、その点お伺いいたします。

○政府委員(辻辰三郎君) 食品、薬品につきましては、たとえば食品に有毒物を混入して人の生命、身体に危険な状態を生じさせた者、こういう者を処罰すべきであるという、まあかりにそういう考え方をとつてまいりますと、結局私どもは食品の場合には、食品に有毒物を混入することと自身がすでに「公衆の生命又は身体に危険を生じさせた」ことになるわけです。直ちになるわけでございます。その食品に混入するということとを処罰すべきであつて、食品に有毒物を混入して、そして公衆の生命、身体に危険を生じさせた場合に初めて処罰の対象にするというのはおかしいんじやなからうかと、やはりそれは混入なら混入といふところで押えると思ひますか、その混入自体が、この法案にいう「公衆の生命又は身体に危険を生じさせた」といふところに相まつわけで、バラレルになるわけでございますので、そういう意味におきまして、この法案に食品なんかのものを加えておくことは法案の体系そのものと相なじまないといふふうに考へておるわけでございます。また現に、現行の食品衛生法におきましては、その有毒な食品を製造するといふこと自体をやはり処罰の対象にいたしてゐるわけでございます。して、その考え方をとるべきものであらうと考へておるわけでございます。

○後藤義隆君 その次に、この法律についていままで最も問題になつたのが「危険を及ぼすおそれのある状態」を生じたることと、いわゆる「おそれ」といふのが一番最初の法務省の原案にはあつたのを、まあいよいよ正式な案には、「おそれ」を除外したのでありますが、これは「おそれ」をいろいろ調べてみると、行政法規の中には「おそれ」といふことで処罰してゐる法律がたくさんあるけれども、刑法にはそういうふうな条文

はあまりないようですが、どういふわけでもって刑法には、これ、「おそれ」の場合には処罰しないのですか、してないでしようか。

○政府委員(辻辰三郎君) 御承知のとおり、刑法は、ひとつの危険犯という形の犯罪は規定してあるわけでございます。たとえば往来妨害罪であるとか、瓦斯等漏出罪であるとか危険を生じしめるといふことを処罰の対象にいたしてありますが、これはまあ「危険」でございますが、この法務省の当初案で考へておりました、「危険を及ぼすおそれのある状態」といふと、危険のまあ危険と申しますか、そういう、まあ二重に、危険の危険と、こうなるわけでございますが、そういう点はただいま御指摘のように刑法にはございせん。これはやはり、刑法は刑法の立場から危険犯といふものをとらえるだけで、各犯罪について危険犯の必要なものは危険犯でよろしいと、こういう考え方から出ているものであらうと考へてゐるわけでございます。

○後藤義隆君 これは刑法に、この「おそれある状態」といふことを処罰の対象にすれば、法体系上あまりよくはありませんか、どうですか。刑法体系から考へてあまり適當ではないですか、どうですか。

○政府委員(辻辰三郎君) ただいま申し上げましたように、現在の刑法には危険を生じしめるといふ文言がございしますが、この法務省の当初案にございした「危険を及ぼすおそれのある状態」といふことを書くといふと、これはもともとひとつの刑事特別法という意味でこの法案は考へておるわけでございますが、そういう意味におきまして、理論的にはそういうことをひとつの法概念として考へられることはもとよりでございますけれども、実際の一般の方々に与える印象としては、何か觀念があいまいになるんじやなからうかといふような印象をも招くのではなからうかといふ感じはいたしてあります。

○後藤義隆君 実際の問題として、「おそれのある状態」といふのを入れた場合と、それを取つて

のけた場合とは、非常に意味が違いますか。それともその差は、あまり大した大きな違いはないですか。

○政府委員(辻辰三郎君) もとよりこの法案の御審議願つております現在の「公衆の生命又は身体に危険を生じさせた」といふ、この政府原案でございしますが、これは公衆の生命または身体に傷害を与える可能性といふものが、この公衆の生命または身体に危険を生じさせる状態を言うわけでございます。これはこういう傷害に対する可能性の問題でございます。かりに「及ぼすおそれのある」といふふうにいたしましたも、この公衆の生命または身体に対する傷害の可能性といふことにおいては変わりがないわけでございます。これを要しますに、この公衆の生命、身体に対する現実の傷害が発生する前、未然に、一つの未然の状態が犯罪が成立するといふ基本的考え方になりますならば、「おそれ」があらうとなからうと、その意味においてはたいした相違はございせん、差異はございせん。

○後藤義隆君 それから刑罰の關係ですが、本条に最も關係のありそうに近いものは、傷害致死とありますが、刑法に比べて本法のほうが刑が幾らか軽いんじやないかといふふうに考へるが、その点はどうですか。どういふわけで軽くしたのでしようか。

○政府委員(辻辰三郎君) 御指摘のとおり、刑法の傷害罪は、「十年以下ノ懲役又ハ五百円以下の罰金若クハ科料」といふ規定になっております。この本法案の二条の二項でございしますが、二条の故意犯を犯して、その結果的加重として「人を死傷させた者は、七年以下の懲役又ハ五百万円以下の罰金」といふことになっております。この傷害の十年に比べてこの二条二項の七年といふのは軽きに過ぎるのではなからうかといふ御指摘であらうと存ずるのでございます。

ところで、御指摘のとおり、この刑法の二百四

れるわけでございます。最初から傷害する行為をもつて人を傷害する場合もございします。それから傷害する意思はなく、暴行の意思だけ持つておつて、結果的に人に傷害を与えたといふ場合も、やはりこの傷害罪として二百四条の規定に当たるわけでございます。この刑法の傷害のほうは非常にいろいろな態様のある結果といひますか、傷害の結果を前提にして、十年以下の懲役といふことにはいたしてゐるわけでございますけれども、その本法の場合には、やはりこれは先ほど申し上げましたように、この基本的な行為類型が「事業活動に伴つて人の健康を害する物質を排出」といふ、こういう基本的な行為が明確になつておりますので、この行為といふものを前提にしたそのあとの結果的加重犯の場合の基本的評価は、この刑法二百四条の傷害の法定刑のうちで七年以下といふくらいにとらへて持つてくるのが至當ではなからうかと考へておる次第でございます。

それから過失犯の第三条の場合でございますけれども、第三条のほうは、第三条二項でございしますが、懲役刑につきましては、「五年以下の懲役若しくは禁錮」といふふうにいたしてありますが、これは刑法の二百一一条の業務上過失傷害または致死といふこの二百一一条の法定刑が「五年以下ノ懲役若クハ禁錮」云々と、こうなつておりますが、それと科罰評價はほとんど変わらないうことと、この刑法二百一一条の例を参考にいたしましてこの規定をいたした次第でございます。

○後藤義隆君 それから第二條の第二項の「人を死傷させた者は、七年以下の懲役又ハ五百万円以下の罰金に処する。」とあるが、五百万円といふのは何を基準に額をきめられたのでしようか。

○政府委員(辻辰三郎君) これは御案内のとおり、この法案の第四條におきまして、いわゆる両罰規定という規定を設けておまして、「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前

二条の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。」というふうにいいたしております。結局、この事業主が処罰される場合というものを前提にしてこの規定をいたしておるわけでございます。もとより事業主につきましては、事業主が行為者であるというふうな場合はもちろんございすけれども、実際の運用におきましては罰則規定の結果、法人である事業主が処罰されるというふうな場合を考えますと、相当多額の、事業によつては罰金も必要ではなからうかと考えたわけでございまして、現在の現行の刑法罰則のうちで定額の罰金刑を定めておりますものの中で、最高のものが罰金五百万円、こうなつておるわけでございす。たとえば麻薬取締法であるとか、あるいは法人税法であるとか、所得税法であるとか、こういうものは現行の刑法罰則のうち一番高いのが五百万円であるという点を勘案いたしまして、これはいろいろの事案によつて本法の場合には量刑の面ではある程度ニュアンスが出てまいらると思ひますけれども、一応従来の経過にかんがみましてこの五百万円という罰金刑を規定いたした次第でございます。

○河口陽一君 ちよつと関連して。
私は全くのしろうとでございますから、ごく単純に「一、二お尋ねしたいのですが、この法の二条に、「人の健康を害する物質」とこれはどういうものをいふのですか。
○政府委員(辻辰三郎君) これは、たとえば大気汚染防止法施行令があつておりますような塩素であるとか、あるいは水質関係の規制法にございすシアンであるとか、水銀であるとか、さような物質をいふわけでございす。
○河口陽一君 それはきちつときまつておるのですか。
○政府委員(辻辰三郎君) これは、この法案におきましては、「人の健康を害する物質」ということとてございす。ただまあそれを例示していけば、ただいま申し上げましたような、この大気汚

染防止法関係であればアンモニア、弗化水素、シアン化水素、一酸化炭素云々というところで二十八ばかりがあつておりますし、水質関係でも九つばかり物質があつております。そういうものが該当するわけでございす。この法案の理論的な意味をいたしましては、「人の健康を害する物質」ということで、必ずしもこの大気汚染防止法施行令に、のほつてゐる物質に限るとか、あるいは水質関係の規制法にある物質に限るといふわけではございせんが、実際問題としては、そういうものが当たらうというふうに考えておるわけでございす。

○河口陽一君 この物質ですが、われわれしろうとでは量が少なければ毒で、多ければ毒になる、あるいは害を受ける、健康をそこねる、こういうことになると思ひますが、その量の問題等がなかなか判定しにくいと思ひますが、そういうものを処罰する場合の基準というのですか、そういうものは何で定めるのですか。
○政府委員(辻辰三郎君) この二条、三条の本法

案の犯罪でございすけれども、これは物質——「人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた」ということが要件でございす。ただいま御指摘の「公衆の生命又は身体」に危険が生じたかどうかという点は何でございす。これはもとより具体的な事案事案によつて条件は違つてまいらるから、一がいにその基準というものを定めるわけにはまいらせんけれども、たとえばシアンならシアンを考えました場合に、シアンの致死量はどれだけであるか、死傷量はどれくらいであるかということを前提にいたしまして、そして具体的な事案について、この場の状況においてはこれが公衆の生命、身体に危険であるかどうかということを科学的な鑑定といひますか、科学的な知識を基礎にして認定される、かように考えておるわけでございす。

○河口陽一君 これに関連して、最近熟語として無過失責任という字句が使われておるのですが、

私もこれをちよつと理解できにくいのですが、これは法務省のほうではどういふ解釈をされておるのですか。
○政府委員(辻辰三郎君) ただいま御審議を願つておりますこのいわゆる公害罪法案、これは刑事罰を科するという法案でございすから、事、犯罪の成否といひますか、刑事関係につきましてはこの行為者に故意も過失もないという場合を処罰する、いわゆる無過失の場合にこれを処罰するといふことは、これはもう近代的な刑法の大原則に反するわけでございす。したがひまして、この法案におきましては故意犯、過失犯というふう

に、二条、三条で分けて規定いたしてございまして、この無過失を処罰するといふことは全然してないわけでございす。
いま御指摘の無過失責任と申しますのは、民事の損害賠償関係の問題でございす。民事の不法行為責任といふものにつぎまして、現行の民法七十九九条は、「故意又ハ過失ニ因リテ人ニ」云々と、こうございまして、故意、過失を要件にいたしてございす。民事の損害賠償責任が発生する要件に、故意または過失という要件を入れておるわけでございす。その要件を、無過失の場合であつても民事の賠償責任が発生するようなことを公害に關しては考へるという御議論が、この無過失の御議論であるというふうに理解いたしておるわけでございす。

○委員長(阿部憲一君) ほか御発言もなければ、本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。
○委員長(阿部憲一君) 参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。
人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、こ

れを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十一分散会

十二月十日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は十二月四日)
一、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案

十二月十一日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は十二月四日)
一、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案
一、検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案